

建設産業魅力発信等研究会 Facebook ページ 運営方針

H26.10.1 制定
R3.1.21 一部改正

建設産業魅力発信等研究会 Facebook の運用は、次の事項に留意するものとする。

1. Facebook ページの名称

「ご縁の国しまねの建設」（以下、「本 Facebook ページ」という。）

2. 目的

島根県内の建設産業の魅力等の迅速な情報発信を行うことにより、若者の入職・定着の促進に繋げることを目的とする。

3. 対象（ターゲット）

小学生、中学生、高校生、専門学校生、大学生等の若い世代及びその保護者、学校の教員、世間一般

4. フェイスブック部会

本 Facebook ページを管理・運営するために、フェイスブック部会を設置する。

(1) 名称

建設産業魅力発信等研究会フェイスブック部会（以下「部会」という。）とする。

(2) 業務

部会の業務は、本 Facebook ページの投稿及び投稿に対するコメントへの対応、その他、本 Facebook ページの管理・運営に関わる全ての業務とする。

(3) 構成

部会には、次の役職を置く。

- ・部会長：1名（運営責任者）
- ・副部会長：2名（部会長の補佐）
- ・部会員：12～15名（投稿及び投稿に対するコメントへの一義的な対応）

(4) 任期

部会員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(5) 事務局

部会の事務局は、当面の間、島根県土木部土木総務課建設産業対策室に置く。

5. 投稿者

- (1) 投稿者は、フェイスブック部会員及び部会員が推薦した者とする。
- (2) 投稿者は、Facebook の個人アカウントを取得しなければならない。
- (3) 個人アカウントを取得した者に、本 Facebook ページの管理人・編集者の権限を与える。
- (4) 投稿は、職場PCのほか、個人の情報端末を使用して、随時、直接行う。

6. 投稿周期

- (1) 投稿は、部会員による持ち回りとし、2週間に1回以上投稿するものとする。
- (2) 投稿順番は、別に定める。

7. 投稿時間帯

基本的には随時とする。

8. 投稿内容

建設産業の魅力発信に関わる内容とする。詳細は別途「建設産業魅力発信等研究会 Facebook ページ 運用マニュアル」に定めた通りとする。

9. 投稿の手順・方法

別途「建設産業魅力発信等研究会 Facebook ページ 運用マニュアル」に定めた通りとする。

10. 留意事項

記事の投稿は以下に定める内容に留意すること。

- (1) 特定の個人を侮辱する、また企業、国、地域を誹謗中傷する内容
- (2) 人種・思想・信条等を差別し、または差別を助長させる内容
- (3) 目的を逸脱した広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (4) 法律・法令等に違反している内容、または違反する恐れがある内容
- (5) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (6) 本人の承諾なく個人情報（画像含む）を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (7) わいせつな内容を含むなど不適切な内容
- (8) 他人の利益を損ずる、または損ずるおそれのある内容
- (9) Facebook 利用指針に反する内容

上記に該当するものがある場合は、予告なく削除する。

11. 画像・動画

- (1) 本文の内容と直接関係のある画像・動画であること。
- (2) 著作権や肖像権等に配慮した画像・動画であること。
 - ・人物が特定できる画像・動画を投稿する場合、必ずその人物に承諾を得ること。
 - ・提供された画像・動画の場合、提供元の承諾を得ること。
 - ・画像、動画の権利関係が明確になっていること。

12. 著作権・肖像権等

- (1) 投稿された写真・イラスト・音声・動画及び記事等の著作権や肖像権等は、正当な権利を有するものに帰属する。
- (2) 無断使用、無断転記は、禁止する。
- (3) 投稿する画像等に著作権や肖像権等の問題が発生するか否かは、投稿者が確認する。

13. チェック体制、判断基準

- (1) 基本的に各部会員が随時意識して行う。ただし、判断に迷うものは、部会長または副部長と協議する。
- (2) 投稿内容に対する最終責任は、建設産業魅力発信等研究会が負うものとする。
- (3) 判断の基準は、利用指針に照らして、対外的に問題が発生するか否かとする。

14. 代理投稿

- (1) 代理投稿の受付は、県内事業者及び県土木部職員のうち Facebook のアカウントを有する者からの依頼に限って受け付ける。
- (2) 代理投稿は、依頼を受けた部会員が、副部会長のメールアドレスに内容・画像等を送信し、その了承を得た後に行う。

15. コメントとコメントに対する反応

- (1) ユーザーからのコメントは、全て受け付ける。
- (2) コメントに対する反応は、その記事の投稿者が行う。
- (3) 県の政策判断等に影響するものについては、部会長及び副部会長と協議の上で反応する。

16. 他ページへの「いいね!」、シェアの取扱い

- (1) 建設産業魅力発信等研究会としての「いいね!」は、原則として、本 Facebook ページへのコメントに対してのみ行うこととする。したがって、他の Facebook ページに対しては行わない。(ただし、個人アカウントで行うことは可能。)
- (2) 建設産業魅力発信等研究会 Facebook ページとしての「シェア」は必要に応じて行う。ただし著作者・著作権者の許諾を得ること又は著作権法上適切な引用とすること。

17. 免責事項

- (1) 当運用方針は予告なく変更することがある。
- (2) 本ページにおける情報を利用または信用したために、ユーザーまたは第三者が被った被害については一切責任を負わない。
- (3) 本ページに関連して生じた、ユーザー間のトラブルまたはユーザーと第三者との間のトラブルにより、ユーザーまたは第三者が被った損害については、一切責任を負わない。

18. 投稿内容の削除

緊急時には事務局が投稿を削除できる。

19. 管理人登録の削除

- (1) 人事異動等により現所属から異動する場合は、管理人・編集者の権限を解除する。
- (2) 管理人登録を削除される者は、基本的に後任の管理人(部会員)を推薦すること。

20. 禁止事項

- (1) 建設産業魅力発信等研究会 Facebook ページの管理設定を協議なしに変更してはならない。
- (2) 事務局との協議なしに管理人・編集者を増やしてはならない。